

<p>○ 港湾運営会社の指定 【公 告】</p>	<p>目 次</p>	<p>岡 山 県 公 報</p>
<p>港湾課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目 次</p>
		<p>担当課（室）</p>

平成26年1月27日 岡山県公報 号外

〔三六〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第六項の規定により、平成二十六年一月二十日付けで、次のとおり国際拠点港湾である水島港の埠頭群を運営する者（以下「港湾運営会社」という。）を指定した。

平成二十六年一月二十七日

水島港港湾管理者 岡山県

代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 港湾運営会社の商号及び本店の所在地

1 商号

水島港国際物流センター株式会社

2 本店の所在地

倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番地の一

二 意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三 指定の理由

1 水島港国際物流センター株式会社は、埠頭群の運営の事業の内容は、水島港港湾計画に適合するものであると認められる。

2 1のほか、水島港国際物流センター株式会社は、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3 水島港国際物流センター株式会社は、埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4 水島港国際物流センター株式会社は、埠頭群に含まれない埠頭を所有していない。

5 以上により、水島港国際物流センター株式会社は、港湾法第四十三条の十一第六項各号に掲げる要件を備えていると認められる。